

茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後						現 行					
別表（第2条第1項）						別表（第2条第1項）					
補助の対象となる保護者の世帯	補助対象経費	補助限度額				補助の対象となる保護者の世帯	補助対象経費	補助限度額			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子			第2子	第3子以降		
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額 272,000円 (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)	2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		年額 272,000円 (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税となる世帯					3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税となる世帯				
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 <u>187,200円</u> (272,000円)	年額 <u>247,000円</u> (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)	4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額 <u>139,200円</u> (272,000円)	年額 <u>223,000円</u> (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)

改正後					現 行						
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円	5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が 211,200 円以下の世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
6	上記区分以外の世帯		—	年額 154,000円	年額 308,000円	6	上記区分以外の世帯		—	年額 154,000円	年額 308,000円
備考 (略)						備考 (略)					

附 則 (平成30年 月 日茂原市教育委員会規則第 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。